

国立国会図書館支部総務省統計図書館利用規則

平成25年4月1日

平成29年4月1日改正

統計局長決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立国会図書館支部総務省統計図書館設置及び運営規則（平成25年4月1日総務省訓令第17号）第10条の規定に基づき、国立国会図書館支部総務省統計図書館（以下「図書館」という。）における図書、定期刊行物その他の資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録したもの（以下「電子資料等」という。）を含む。以下「図書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 図書館における国の諸機関、独立行政法人等及び一般公衆による図書等の利用は、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(利用の方法)

第3条 この規則による図書等の利用の方法は、閲覧、複写等、館外貸出し及びレファレンスとする。

(利用者)

第4条 図書等を利用できる者（以下「利用者」という。）は、一部の利用制限を除き、次の各号に掲げる者とする。

- 一 総務省第二庁舎に勤務する総務省の職員（臨時及び非常勤職員を含む。「以下同じ。」）、統計研究・研修所の職員並びに独立行政法人統計センターの役員及び職員（以下「職員等」という。）
- 二 国及び地方公共団体の職員
- 三 学術研究又は調査のため図書等の利用を必要とする一般の者
- 四 その他図書館長（以下「館長」という。）が認めた者

(利用の料金)

第5条 図書等の利用は、別に定めるものを除き、無料とする。

(利用に係る業務の休止)

第6条 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、図書等の一部又は全部について、その利用に係る業務の一部又は全部を休止することができる。

(利用規律)

第7条 利用者は、次の各号の規律を遵守しなければならない。

- 一 他の利用者の妨げとならないよう静粛に行動すること。
- 二 閲覧室での談話及び飲食等他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- 三 図書館の施設、設備、備品等を大切に扱うこと及び設置位置をみだりに動かさないこと。

- 四 図書等及び備品を許可なく館外に持ち出さないこと。
- 五 撮影、集会又は印刷物の提示若しくは配布を行わないこと。
- 六 他人のプライバシーを侵さないこと。
- 七 その他、図書館担当職員（以下「係員」という。）の指示に従うこと。

（利用の制限等）

第8条 館長は、利用者が前条の規定に違反したと認めるときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

（賠償責任）

第9条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により図書等を亡失し、又は汚損若しくは破損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の図書等を亡失し、又は汚損若しくは破損した者に対し、同等品若しくは代替品（修理を含む。）の納付又は相当の代価の弁償を求めることができる。

3 利用者は、前項の館長の指示に従わなければならない。

4 利用者は、図書館の施設、設備、備品等をき損し、又は汚損してはならない。万一事故が発生したときは、遅滞なく、係員に状況を報告するとともに、利用者の責により原状回復しなければならない。

5 館長は、前項の規定に該当する場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、その賠償を免除することができる。

第2章 開館時間、休館日及び入館手続

（開館時間）

第10条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、館長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（休館日）

第11条 図書館の休館日は次のとおりとする。

- 一 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日
- 二 その他館長が特に必要があると認めた日

（入館手続）

第12条 本規則第4条に規定した者のうち職員等以外の利用者は、閲覧申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し提出しなければならない。

（入館の制限等）

第13条 館長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

- 一 館の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- 二 この規則及び係員の指示に従わない者
- 三 その他管理上支障があると認められる者

第3章 閲覧

（閲覧場所）

第14条 閲覧場所は、図書館の閲覧室とする。ただし、館長が特に認めた場合は、閲覧室以外の場所で閲覧することができる。

(閲覧時間)

第15条 閲覧時間は、本規則第10条に規定する図書館の開館時間と同一とする。

(閲覧の方法等)

第16条 利用者は、閲覧室に備付けの図書等を自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧後は、必ず当該図書等を元の位置に戻さなければならない。
- 3 利用者は、図書等の所蔵の有無を専用端末を利用して確認することができる。
- 4 利用者は、図書等を閲覧する目的以外で閲覧室を使用してはならない。

(閉架書庫内図書等の利用)

第17条 閉架書庫内にある図書等は、所定の請求手続を経て利用できるものとする。

- 2 閉架書庫内にある図書等の請求手続は、閉館時間の10分前に終了する。
- 3 一度に請求できる数は15件以内とする。
- 4 館長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する数を増減することができる。
- 5 利用者は、当該図書等の閲覧を終了したときは、係員に返却しなければならない。

(閉架書庫への入庫)

第18条 臨時及び非常勤職員を除く職員等は、許可を得て閉架書庫内に入り、閲覧することができる。入庫方法等については、館長が別に定める。

- 2 前項以外の者であっても、館長が必要と認めた者は入庫することができる。

(電子資料等の利用)

第19条 CD-ROM等を利用する者は申し出るものとし、利用に当たっては、指定された機器及び場所で行うものとする。

- 2 マイクロフィルムを利用する者は、原則として事前に電話等により予約することとし、来館の際はその旨申し出るものとする。
- 3 調査区地図閲覧・利用システムを利用する者は、原則として事前に電話等により予約することとし、来館の際は所定の届出書を提出するものとする。

第4章 複写等

(通則)

第20条 複写等に関し必要な事項は、別に定めるものを除き、この章の定めるところによる。

(複写が行えるもの)

第21条 複写は、原則として、図書等に限るものとする。ただし、館長が別に定めるものについては、複写することができない。

(複写の利用規律)

第22条 複写をしようとする者は、次の各号を守らなければならない。

- 一 複写の目的は、研究及び学習に限ること。
- 二 複写をする際は、別途指定の申込書に所定の事項を記入して提出すること。
- 三 著作権法(昭和45年法律第48号)その他の法令を遵守すること。

(複写の承諾)

第23条 館長は、複写の申込みがあったときは、次の各号の一に掲げる場合を除き、当該複写を承諾するものとする。

- 一 著作権法その他の法令に違反する場合
- 二 複写をすることにより当該図書等に損傷を来すおそれがある場合
- 三 その他館長が不適切と認めた場合

(複写料金等)

第24条 利用者のうち一般公衆による複写は有料とする。

- 2 複写に係る領収書の発行はしない。ただし、利用者の求めに応じて複写枚数等を証明することはできるものとする。

(複写機の設置)

第25条 館長は、前条による複写について、コイン式課金装置付き複写機の設置・管理業務を運営する事業者を公募により選定することができるものとする。

- 2 コイン式課金装置付き複写機を利用した場合の複写料金は、前項の運営事業者に支払うものとする。

(電子資料等の提供)

第26条 CD-ROM等の収録情報は、専用の電子計算機及び印刷装置を用いて電子媒体へのデータのダウンロード又は紙媒体への出力ができるものとする。

- 2 マイクロフィルムに撮影した情報は、マイクロリーダ・プリンタから紙媒体に出力できるものとする。
- 3 調査区地図閲覧・利用システムに登録された国勢調査調査区関係資料は、印刷装置から紙媒体に出力できるものとする。
- 4 第1項から第3項までに係る提供は、利用者が印刷用紙、記録用電子媒体を持参した場合に限り許可することとする。

第5章 館外貸出し

(館外貸出しを受けられる者)

第27条 館外貸出しを受けることができる者は、本規則第4条に規定した利用者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- 一 職員等
- 二 国立国会図書館又は各支部図書館が発行した国立国会図書館資料相互貸出票を持参した者
- 三 専門図書館協議会に所属する前号以外の図書館が発行した専門図書館協議会会員機関資料貸出票を持参した者
- 四 その他、館長が特に許可した者

- 2 国立国会図書館及び各支部図書館並びに専門図書館協議会加盟の諸機関に対する貸出しは、それぞれ国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則並びに専門図書館協議会定款の定めるところによるものとする。

(禁帯出)

第28条 次の各号に掲げる図書等については、館外貸出しをしない。

- 一 禁帯出シールが貼付されている図書
- 二 辞(事)典、年鑑、人名簿、地図その他の参考図書
- 三 古資料及び貴重図書
- 四 形態上亡失又はき損のおそれのある図書
- 五 電子資料等
- 六 その他、特に館長が指定した図書等

2 前項各号に掲げるものであっても、館長が特に必要と認めた場合は、条件を付して貸出しを許可することができる。

(貸出しの手続)

第29条 貸出しを希望する者は、次の各号の一により手続を行うものとする。

- 一 職員等は、専用端末を利用して貸出しを希望する図書等の書誌詳細票を出力し、提出する。
 - 二 国立国会図書館資料相互貸出票又は専門図書館協議会会員機関資料貸出票を持参した者は、当該貸出票を提出する。
 - 三 館長が特に許可した者は、貸出申請書(別記様式第2号)に所定の事項を記入し、提出する。
- 2 係員は、前項各号により提出された申請書類の記載事項を統計図書館情報システムに登録しなければならない。
- 3 貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、貸出期間中であっても、人事異動等により申請書類の記載事項に変更を生じることとなったときは、直ちに届け出なければならない。

(復刻等のための貸出し)

第30条 復刻又は翻刻を行うことを目的として貸出しを希望する者は、あらかじめ復刻・翻刻許可申請書(別記様式第3号)を提出し、許可を受けなければならない。

(貸出期間)

第31条 貸出期間は、原則として1か月以内とする。

- 2 貸出期間を更新しようとする者は、期限内に限り1回更新することができる。ただし、予約のある場合及び本規則第28条第2項に基づき貸し出したものについては、更新することができない。
- 3 長期にわたって貸出しを希望する者は、その旨申し出て特別の許可を得なければならない。この場合の貸出期間は、1年以内とする。

(貸出数)

第32条 貸出しを受けることのできる図書等の数は、1人につき1回5件以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出しの禁止等)

第33条 館長は、業務のため必要があると認めた場合は、図書等の貸出しを禁止し、若しくは貸出数を制限し、又は貸出期間中であっても返却を求めることができる。

(貸出しを受けた図書等の管理)

第34条 貸出しを受けた図書等は、借受者の責任において保管し、これを転貸してはならない。

(返却等)

第35条 借受者は、貸出期間が終了するまでに返却しなければならない。

2 借受者は、次に該当する場合は直ちに返却しなければならない。

- 一 転任、配置換又は退職等により本規則第27条に規定した利用資格を失ったとき
- 二 返却の請求があったとき
- 三 利用する必要がなくなったとき

四 出張、長期欠勤、休職その他の理由により、貸出期間内に返却することが困難と予想されるとき

3 係員は、前項各号に基づき返却されたときは、統計図書館情報システムにより返却処理を行うものとする。

(貸出しの停止又は禁止)

第36条 館長は、次の各号の一に該当する者に対し、館外貸出しを停止し、又は禁止することができる。

- 一 正当な理由がなく、貸出期限を過ぎても返却しない者
- 二 故意に紛失、破損等をした者又これに対する賠償をしない者

2 著しく貸出期限を遅延して返却した者に対しては、一定期間館外貸出しを停止することができる。

第6章 レファレンス

(レファレンスの範囲)

第37条 レファレンスの範囲は、次のとおりとする。

- 一 図書館の利用案内
- 二 依頼事項に関する文献及び所蔵機関の紹介
- 三 書誌的事項の調査
- 四 図書等の検索方法に係る援助
- 五 図書等の閲覧方法に係る援助
- 六 特定主題に関する蔵書等の紹介
- 七 その他依頼に対し、適切な回答を得られる機関等についての情報

(回答を行わない事項等)

第38条 次の各号に掲げる事項の依頼に対しては、回答を行わないものとする。

- 一 個人のプライバシーに関わる事項の調査
- 二 古書、古文書等の鑑定
- 三 学習課題、卒業論文、懸賞問題その他これらに類するものに対する解答の作成
- 四 医療相談、法律相談等
- 五 文献の解説、翻訳等
- 六 合理的な検索手段のない記事や写真などの調査

七 網羅的な文献目録の作成

- 2 前項に規定するもののほか、経費又は時間を要し、他のレファレンス業務に支障を及ぼすおそれのある依頼に対しては、回答を断ることができるものとする。

(レファレンスの申込み等)

第39条 レファレンスを依頼しようとする者は、口頭、電話、文書その他の方法により申し込むことができる。

- 2 前項の依頼において適当と認めるものについては、他のレファレンス業務に支障を及ぼさない範囲でこれを調査し、口頭、電話、文書その他の方法により回答するものとする。

(統計相談)

第40条 統計に関する基礎的な知識・所在源の相談を受けようとする者は、口頭、電話、文書その他の方法によりこれを依頼することができる。

- 2 館長は、前項の依頼において適当と認めるものについては、他の統計相談業務に支障を及ぼさない範囲でこれを調査し、口頭、電話、文書その他の方法により回答するものとする。

(統計データ所在源情報の提供)

第41条 館長は、利用者の便宜を図るため、過去の相談事例をとりまとめたものをホームページ上に公開するものとする。

第7章 雑則

(コンピュータネットワークの利用)

第42条 図書館におけるコンピュータネットワークの管理及び利用については、別に定める基準による。

(その他)

第43条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関する事項は、必要に応じて館長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立国会図書館支部総務省統計図書館利用規則（平成20年3月31日統計研修所長決定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

総務省統計図書館長 殿

氏 名 _____ 勤務先
又は学校名 _____ 電 話 _____ 来室人員 _____ 名

勤務先等について、該当する にチェック「✓」をしてください。

- | | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 官公庁（国） | <input type="checkbox"/> 報道関係 | <input type="checkbox"/> 卸・小売業 | <input type="checkbox"/> 専門的サービス業（含むコンサルタント業） | <input type="checkbox"/> 労働組合 |
| <input type="checkbox"/> 官公庁（都道府県） | <input type="checkbox"/> 出版業 | <input type="checkbox"/> 運輸・通信業 | <input type="checkbox"/> 研究機関 | <input type="checkbox"/> その他の団体 |
| <input type="checkbox"/> 官公庁（市区町村） | <input type="checkbox"/> 建設業 | <input type="checkbox"/> 金融・保険・不動産業 | <input type="checkbox"/> 学校関係 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 外国公館等 | <input type="checkbox"/> 製造業 | <input type="checkbox"/> 情報・調査・広告業 | <input type="checkbox"/> 学生・生徒 | <input type="checkbox"/> 統計研修生 |

利用された図書等の番号を丸囲みし、（ ）内に冊数を記入してください。

| 統 計 局 の 刊 行 物 | | 統計局以外の刊行物 |
|--|---|--|
| 1. 国勢調査 (冊) | 9-1. サービス産業動向調査 ・年報 (冊) ・月報, 速報 等 (冊) | 24. 官公庁（国）の統計書 (冊) |
| 2. 住民基本台帳人口移動報告 (冊) | 10. 個人企業経済調査 (冊) | 25. 都道府県・市区町村統計書 (冊) |
| 3. 人口推計 (冊) | 11. 小売物価統計調査 ・年報 (冊) ・月報, 速報 等 (冊) | 26. 民間団体統計書 (冊) |
| 4. 住宅・土地統計調査 (冊) | 11-1. 小売物価統計調査（構造編） (冊) | 27. 外国（洋書） (冊) |
| 5. 労働力調査 ・年報 (冊) ・月報, 速報 等 (冊) | 12. 全国物価統計調査 (冊) | 28. その他 (冊) (24 ~ 27 以外) |
| 6. 就業構造基本調査 (冊) | 13. 家計調査 ・年報 (冊) ・月報, 速報 等 (冊) | |
| 7. 社会生活基本調査 (冊) | 13-1. 家計消費状況調査 ・年報 (冊) ・月報, 速報 等 (冊) | |
| 8. 事業所・企業統計調査 (冊) | 14. 単身世帯収支調査 (冊) | |
| 8-1. 経済センサス-基礎調査 (冊) | 15. 貯蓄動向調査 (冊) | |
| 8-2. 経済センサス-活動調査 (冊) | | |
| 9. サービス業基本調査 (冊) | | |
| | | 16. 全国消費実態調査 (冊) |
| | | 17. 消費者物価指数 ・年報 (冊) ・月報, 速報 等 (冊) |
| | | 18. 科学技術研究調査 (冊) |
| | | 19. 地域メッシュ (冊) |
| | | 20. 社会・人口統計体系 (冊) (社会生活統計指標, 統計でみる都道府県のすがた 等) |
| | | 21. 総合統計書 (冊) (日本統計年鑑, 日本統計月報, 日本の統計, 世界の統計 等) |
| | | 22. 統計基準関連 (冊) (産業連関表, 統計調査総覧, 日本標準産業分類, 日本標準職業分類 等) |
| | | 23. その他 (1 ~ 22 以外) (冊) |

別記様式第2号（第29条関係）

平成 年 月 日

総務省統計図書館長 殿

氏名又は
機関名・責任者名 _____ 印

住所又は所在地

電話 () _____

貸出申請書

下記のとおり貴館所蔵図書等の貸出しを受けたく申請します。

記

1 図書等名及び数量

2 貸出期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 目的

4 その他

平成 年 月 日

総務省統計図書館長 殿

氏名又は
機関名・責任者名 _____ 印

住所又は所在地

電話 () _____

復刻・翻刻許可申請書

下記のとおり貴館所蔵の図書を復刻・翻刻させていただきたく、許可方申請します。

記

1 図書名及び冊数

2 出版物の名称

3 刊行予定 年 月 日

4 出版部数 部

5 出版の目的

6 その他